

総合制の原則をめぐつて

佐々木 享

はじめに

一、教育制度検討委員会が提案する総合制は総合制の名に倣するか

二、戦後いわれた総合制とは何であつたのか（以上本号）

三、初期の総合制高校

四、総合制の原則と総合技術教育

まとめ

はじめに

で民主主義的な原則でありうるのか、これらの原則はどのような制度・形態で実施されうるのか、などの問題についての教育学的な吟味は、「高校三原則」なる標語がゆきわたつてゐる状況にくらべると、ひどく遅れているようと思われる。ここでは、高校三原則のうち、一般にもっとも理解しにくいといわれている総合制の原則に関連して、若干の問題を検討してみたい。

ところで、どのような制度・形態を総合制と称するのかという事になると、それを称えている人々にとつて、かなり異なったニュアンスがこめられており、そのちがいは、いわばそれぞれの人々が属している集団がすすめている運動の発展の度合いに關係しているように思われる。このことを考慮すると総合制に関する検討は、「総合制」が語られているその運動にそくして行なわれるべきだともいえるが、ここでは、紙数の制約もあるし、私自身が総合制の原則の実現をめざす運動を詳しく承知しているわけでは

ないので、「総合制」の問題を主として高校の学科編成や教育課程という側面に限って、検討してみたい。

一、教育制度検討委員会が提案する総合制は 総合制の名に値するか

今日、総合制の原則に関して、もつともひろく普及している文

献は、おそらくは日教組が委嘱した教育制度検討委員会の第二

次、および第三次の報告であろうから、まずこれら報告書が、いかなるものを「総合制」と称しているか、そしてそれは從来いわれてきた「総合制」といかに異なったものであるか、を明らかにしてみよう。

教育制度検討委の第二次報告（以下同委員会報告の引用はすべて『教育評論』臨時増刊号による。第一次報告をⅠ、第三次報告をⅢとする）は、「あるべき高校の将来像——地域総合高校」をしめしているが、その特徴を「総合制」に関連した部分に焦点をしほつて摘要してみるとつきの如くである。

るべき高校の将来像——地域総合高校

① 高校は、普通高校、職業高校を廃し、すべて総合高校とし、普通教育をおこなう高校とする。現在の農・工・商・水産高校等は総合高校として総合、または拡充する。

② 高校を行政区画を基礎とし一校一学区制の地域総合高校とする。（③以下略。傍点は引用者。Ⅱの五七ページ）

同報告はまた、「眞の総合制とは」という（驚くべき）見出し

をつけて、その教育課程の特徴をつぎのように述べている。

。その地域総合高校の教育課程は、「共通課程」と「選択課程」と「自治・クラブ活動」から構成される。

。「共通課程」では、十代後半の男女が、主権者として成長するにふさわしい人間や社会、そして自然についての一般教育（労働・技術の基本を育成する総合技術教育をふくむ）がおこなわれる。

。つぎに「共通課程」と組合わせて、個性の開発をめざし、自らの進路を主体的にえらびとするための、より分化し専門化した教科目を配置する「選択教科制」がおかれれる。

。この教育課程の基盤に、主権者をめざしての集団的連帶を育てるホームルームや生徒会などの自治活動と、豊かな個性の開花をめざす自由なクラブ活動がおかれれる。

。これら総体の教育が「総合制」である。

。眞の総合高校にあつては、生徒は入学当初から現行のよう

に課程（学科のまちがいであろう——引用者）の何れかに分属したり、さまざまの「学科」や「コース」にはじめから選別されたりすることなく、學習の個性化と分化は、生徒各自の志望による選択科目の自主選択によって學習の個性化と分化がはかられる。総合高校は多くの課程（学科？——引用者）やコースの寄り合い世帯的棟割り長屋ではなく、そのうちに多くの自由を選んで出入できるさまざまな、多彩なグループ室を備えた一軒の家のようなものである。（Ⅱの五六ペ

一
ジ)

右のように構想される「総合制」なるものには、たくさん問題がふくまれているが、さしあたりごく基本的な問題を指摘してみよう。

まず第一に、この構想には、総合技術教育を教科あるいは科目の一部分としてわい少化する試みがふくまれていることが指摘できる。全世界史的な発展のなかから生みだされ育てられ、すでに社会主义諸国で現実のものとなっている総合技術教育の理念と実際を、高校段階の一教科（科目？）にわい少化しようとする試みの乱暴さは、くり返し指摘される必要がある。⁽¹⁾もつとも第三次報告に「総合技術教育」ということばがみられないところを見るに、こうした批判はすでにうけ入れられたのかもしれないが。

第二の点は、「総合制」に関してはもつとも重要なことだが、

右の構想がどういう点で「眞の総合制」というに値するのか、あるいは右の構想がほんとうに「総合制」と称するに値するものなのか、という点で著しく説得性に欠けていることである。これは、反面からいえば、戦後、新制度の高等学校を発足させるにあたって、実際に提唱された「総合制」とはどんなものであつたのか、それはどこでどのような形態で具体化されたのか、なぜその実際に行なわれ「総合制」が崩されたのか、などの問題について、教育制度検討委員会がはじめに検討を加えたのかどうかを疑わせるものである、ということにもなる。

実際、第二次報告は、戦後の総合制は「一般に同一校における

複数の課程の並置にとどまり、そのままその課程や学科の枠を固定化する形の総合制であった」とし（IIの五六ページ）、さきの引用したなかではこれを世帯別棟割長屋にたとえている。しかし、戦後、かつていわれ、また実際化された総合制は、世帯別棟割長屋という複数の学科の並置にとどまらざるを得なかつたにしても、複数学科の並置ということなしには総合制はあり得なかつたのではないか、と私は考える。そのことを私は次節で明らかにしようと思うが、制度検討委員会の提案は、どんな欠陥があつたにせよ戦後実際に提唱され、かつ実践された総合制とはまったく異説のものであるから、ほんらいならば「総合制」などというまぎらわしい用語を用いるべきではなかつたし、どうしても総合制ということばを用いたかったのなら、「まったく新たなる総合制」とでも称すべきであった。⁽²⁾

教育制度検討委の提唱する「眞の総合制」が「総合制」の名称には値しない、少なくともそう呼称するのは適切ではないと考えるのは、同構想では、たんに職業高校の廃止が主張されているだけではなく（戦後いわれてきた総合制高校構想においても、職業学科のみの高校は否定されていた）、専門教育としての職業教育の存続そのものが否定されているからである。たとえば、第三次報告はこの点に関連して、

この階梯（第四階梯で、高校に相当する——引用者）の選択課程は大きく一般教育部分と職業教育部分とに分れる。しかしながら、私たちの構想している地域総合高校（第二次報告

参照)は、「普通教育を行なう学校」であつて、本格的な職業教育を行なう機関ではない。私たちの主張はだから職業高校廃止論である。そして普通教育を主とする総合高校一本にすべきであると主張しているのである(Ⅲの四九ページ)。

とのべている。厳密にいえば、職業学科のみをおくいわゆる職業高校を廃止することと、高校教育における専門教育としての職業教育を廃止することとはイコールではない。後者の理念ならばそこには当然に前者もふくまれる。戦後に提唱されてきた総合制の原則は、いわば前者を強調してきたものであつて、後者つまり高校教育のなかで専門教育としての職業教育を否定するものではなかつた。あとでみると、むしろ総合制によつて職業教育の健全な発展を助長しようとするものであった。ところが、教育制度検討委員会の提唱する構想は、専門教育としての職業教育そのものを否定しているから、当然に職業学科のみをおく職業高校の存在も許されない、という論理的な帰結を導くことになつてゐる。

ところで、専門教育としての職業教育を行なわない高校教育を「総合制」の名で呼ぶことができるだろうか。おそらくそうはいえないとと思う。というのは、「高等学校は、中学校における教育の基礎之上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的」としてゐる(学校教育法第四一条)から、つまり、普通教育と専門教育とを施すという課題があるからこそそこに「総合制」が主張される基盤があつたのである。専門教育の存在を否定することは、高校教育そのものの目的・性格を

変えることを意味するから、そこには、従来いわれてきたような意味での「総合制」が成り立つ基盤が存在しないことになる。現行の高等学校とはまったく違つた目的をもつ(らしい)新たな高等学校の教育課程の原則を、現行の高等学校だからこそ意味をもつてゐる「総合制の原則」と同じ名称で呼ぶことは、まぎらわしいだけでなく、無用の混乱を呼ぶという意味で適切ではないといふべきであろう。

なお、ここで私が第三次報告に付された「各教育階梯における教育内容編成案例」の部分から引用していることは、私としては、まったく不本意なやり方であることを断つておきたい。私が理解しているところでは、今回委嘱された教育制度検討委員会は、その名のとおり教育制度を検討するためのものである。そして同委員会は想像を超えた短期間にその課された任務と期待によく応えて、内容豊かな報告をつづつぎに提出している。しかし、どうみてもこの委員会は教育内容を検討するために組織されているとは考えられない。教育内容を検討しその改革案を作製することは、教育制度を検討することと同様あるいはそれ以上に、周到な準備とそれにつさわしい組織が必要なのではないだろうか。幾人かの委員や専門委員が教育内容研究に詳しいからといって、いまの制度検討委が全分野にわたる教育内容の(原則ならともかくとして、具体的な内容にわたる)改革案を、かりに「案例」であるにせよ、つくることができると考えたりするのは、同検討委

のなかに教育内容研究という課題のもつ重さを軽んずる傾向があるのではないかと疑わせるものがある。私は、現に提出された案例が、検討に値するものであるか否かは別として、教育内容研究を軽々に扱う風潮を生まないためにも、「案例」を報告から削除することを、声を大にして切に望むものである。

にもかかわらず私が案例から引用したのは、そこには、ほんらい制度の問題として扱われるべきことがらが、不本意にも「案例」のなかにのべられていたからである。

なおここで、教育制度検討委員会の報告が自らの構想を「眞の総合制」と称していることがいかに適切でなく、かつ粗暴なやり方であるかをしめす例をつけ加えておこう。というのは、周知のように、京都府では、それが不充分なものであったにせよ、また限られた時期であつたにせよ、総合制をふくむ三原則が実現されたり、現に三原則を守り発展させる努力が重ねられていくのだが、そこでは、かねてから、教育制度検討委員会の構想とは明らかに違つたものが「眞の総合制」と呼ばれているからである。このことは、たとえば、京都府教委の改訂高等学校教育課程審議委員会の答申⁽³⁾にも明らかである。この答申は、「学科の多様化」に関連してつぎのように述べている。

高校三原則をまもり発展させる立場から、学科の多様化には反対である。したがつて、事実上併置制になつて現状の状態を改め、眞の総合制を回復し、これを拡充することは非常に重要な課題である。そこで、入学時には学科を固定せ

ず、在学中に修得した単位によって、卒業認定のさい卒業学科を決定するという制度の方向で、法律・財政上の問題を含めて検討すべきである。(傍点は引用者)

みられるとおり、ここで「眞の総合制」が語られているが、それはまったく新たなものを創造(もしくは空想)することではなく、回復すべきものとして語られている。ここでは、専門教育を行なう学科の存在が否定されてはいない。同じ答申は、別のところでは、「眞の総合制をめざした教育」と題して、「高等学校は、普通教育と職業教育の二種類の教育を行なうところではなく、それらを合わせた一つの教育——基礎的な教科と、それに若干の専門教科を配した一つの教育を施すところとみるべきである」とも述べている。これは、学校教育法に掲げられている高等学校の目的そのものである。これは、あとでみると、戦後総合制がすすめられていた時期から一貫していわれてきたことでもあつた。つまり、京都の人々にとつては、「眞の総合制」は回復すべき課題ではあっても、高校教育を変質させるための課題ではないのである。

ところが、どうしたわけか、第一次報告は、教育制度委が構想する「眞の総合制」(私にいわせれば「まったく新たな総合制」)に接近する方法の一つとして「現行総合制高校の前進」を掲げ(このことと自体に問題があるわけではない)、同報告のいう「眞の総合制」とはまったく異質の内容を表現した「眞の総合制」という用語を含んでいる京都の審議委員会の答申の右の部分が引用さ

れているのである。この矛盾を承知のうえで引用しているのだとしたら、ひどい乱暴なことをするものだといわなければならないであろう。

教育制度検討委員会が、法律のうえでも実際面でも存在したことがない新たな高校教育を大胆に構想することは、けつして悪いことではないし、民主勢力が着実に前進して、遠からぬ時期に統一戦線政府をつくり得る可能性があるという見通しが立つ今日では、必要なことでもある。しかしそのような構想は、少なくともわが国のかで、もっとも熱情をこめて守ろうとしてきた人々が、現実に存在してきた形態について用いていることばと同じことばで表現するのは、しかもそれが、自分たちの構想だけが真実のものであって他のものは「ウソ」のものだとそれかねない用語で表現するのは、乱暴な不適切なやり方だといわなければならないであろう。

私の希望をいえば、教育制度検討委員会は制度を検討するために委嘱されたのであらうから、京都の審議委員会が提起しているように、眞の総合制を回復するために必要な法律、財政上の問題を検討して欲しかったとおもう。それは、まったく新たな総合制なるものを構想することよりも、もっと切実に求められていることなのではないだろうか。

(1) 抽稿「わが国における『総合技術教育』の問題と技術科の男女共学」『教育』一九七一年一月臨時増刊号、五七一
五九ページ。

(2) 抽稿「教育の民主主義的發展と技術教育・職業訓練」『技術教育研究』第四号、一九七三年八月。

(3) 答申の全文は、日本教職員組合編『中等教育問題の視点』第一三号(一九七二年)に収録され、この答申の出される経過やその意義については、湯浅晃「京都における高校三原則と高校教育課程審議委員会の活動」『国民教育』第一三号(一九七一年七月)にくわしい。

一、戦後いわれた総合制とは何であったのか

高校三原則の実現をめざすと一般的にいわれるからには、そのためざすべきものの実現形態が、少なくともその性格とか骨格ぐらにははつきりしているだろうと考えるのがふつうであるが、私が承知している限り、総合制の原則に限ってははつきりした共通のイメージがないようと思われる。京都の、たとえば前記の審議委員会の答申がいっている「眞の総合制」が比較的適格に表現しているようと思われるが、あまり簡潔な表現なので、あれだけでは総合制の原則を深く理解することは困難であるように思われる。(そこに加えて、まったく異質のものを「眞の総合制」と称する提案が突然現われて、それがひろめられたりするから、事態をますます複雑にしている)

私は別の機会に、総合制の実現をめざすというからには、総合制がいかなるものとして構想されたのかを、まず解明する必要があるうとのべ、若干の事実経過を紹介したことがある。⁽⁵⁾ そこでこ

こでは、それとはあまり重複しないよう、文部省によって構想された総合制とはいかなるものであつたのかを、簡単に解説してみたい。

新制度の高等学校を発足（一九四八年四月）させるについて、文部省はその準備の段階から幾種類もの文書を出したが、そのうち、高校の総合制に関する記述をふくんでいるものとしては、まず一九四七年に学校教育局から出された『新学校制度実施準備の案内』があげられ、そこでは、「大都市においては極めて専門化した高等学校もありうるが、その他の地方では更に進学する者のために、あるいは職業に就く者のために必要な課程を併置するいわゆる総合的なものを置くこともある」とのべられていることが注目される。この段階では、総合制は普通科をふくむ多課程併置制として構想されるにどまり、その設置・運営についても必ずしも積極的ではなかつたようによく解される。（これよりまえ、一九四七年四月七日に出された学校教育局長通達「新制高等学校の教科課程に関する件」には総合制のことはふれられておらず、この通達の趣旨は翌四八年一〇月の通達をはじめとする諸文書で否定されていく）つづいて、四七年一二月二七日の通達で、『新制高等学校実施の手引』が各都道府県に送付された。この文書は、はじめて、新制高校の性格あるいは設置のために必要な措置を詳述したもので、このなかで、小学区制、総合制、男女共学制が強く推奨されている。注目すべきことは、総合制は、通学の機会の均等という趣旨から強調されていることである。すなわちここでは、

「大都市では置かれる学科が各学校ごとに異つたものであつても、入学を希望する者は広く学校即ち学科を選択することができる」が、「設置される学校数の割合少い地方では」「その少い学校で、進学者のいろいろな希望を満たしてやるために、置くべき学科もいろいろなものが必要になり、いわゆる総合的な学校となることが望ましい」とのべられ、そうでない場合に生じうる遠隔地の実業高校への通学の不合理性を、見る説明しているのである。最近、一部の県ですすめられている小学区制回復の運動などには、総合制といわばとも、職業科の小学区制化の問題がおきざりにされているうらみがあるので、注意を喚起しておきたい。なお、この文書には、総合制高校の教育課程の運用については何もふれられていない。

つづいて、新制高校発足を目前にした四八年三月二七日付で「新制高等学校の実施について」という通達が出された。ここでは、「新制高等学校にその入学志願者をすべて収容し得るだけの数と施設とを準備することは甚だ望ましいことであるが、これは今の努力目標であつて義務制ではない」とのべ、努力目標としての高校全員入学制の原則が高く掲げられているほか、男女共学制、総合制が強く推奨されている。（総合制の内容には何ら説明がないから、学科の並置と考えるべきであろう）

なおこれよりさき、四八年一月に「高等学校設置基準」が公布されている。設けられるべき高校の備えるべき最低の要件を規定したものだが、ここでははじめから「学科」という名称が用いら

れている。この基準は、はじめは暫定であったものが、のちにそのまま恒久的なものとされ、基本的な変更なく今日におよんでいる。この設置基準をみる限り、総合制を設けるために必要な条件が考慮されていたとは考えられない。総合制は、理念とともに物的要件を備えなければ成立し得ないし、それなしの総合制はできたとしてもはじめから崩壊の要因をふくんでいる、といわなければならない。小・中学校の設置基準が未制定であるためであろうが、軽視されがちなので注意を喚起しておきたい。

四八年四月に新制高等学校が発足したが、その教育課程は、『學習指導要領・一般篇（試案）』補遺として出された四七年四月の通達に準拠していた。ところが四八年一〇月一日付「新制高等学校教科課程の改正について」および四九年一月一〇日付「新制高等学校教科課程中職業教科の改正について」の二つの通達によつて、四九年四月以降の教科課程は教科目選択制を基礎とするよう大幅に改正された。この改正の意義については、木下氏の論稿⁽⁶⁾や拙稿をみて欲しいが、大幅な科目選択制が採用されることになつたため、ここではじめて、のちにみる総合制高校独特の教育課程の運用が可能となつたのである。（もつとも、今日みられる教科、科目の区別が明らかにされるのは、四九年六月二十五日付通達「高等学校教科課程の一部改正について」以後のことである）

ところで、以上の諸文書は、いづれも、小学区制、男女共学制、総合制を推奨しているが、総合制独特の教育課程の運用を推奨したものではない。このことからおしあると、四三年度に

大規模な統廃合を実施して、総合制を発足させている府県がすでに少なからずあつたが、この段階の総合制は、教育課程の運用に関する限りは多課程（今日のことばでいえば多学科）を併置したことどまつたのではないかと考えられる。

総合制高校における教育課程の独特的運用を、（おそらくは）はじめて、しかも詳細に説明し、かつその実施を推奨しているのは、文部省学校教育局『新制高等学校教科課程の解説』（一九四九年四月）であろう。もちろん、この冊子は、総合制についてだけのべたものではないが、ここでは、この冊子が推奨する総合制の運用とそれに関連する事項だけを抽出してみることにする。

まず、第一に、すでに他のこれまでの諸文書において繰り返しのべられてきたように、総合制高校が、設置形態としては原則として小学区制と男女共学制を基礎とした多課程（＝多学科）併置制のことであることを、改めて確認することができる。

第二に、大幅な——今日のわれわれの想像を超えるような大幅な選択制が推奨されている。ここではつきのように述べられている。（六六ページ）

学校は、教師の数と担当教科、および教室と設備の許す範囲で、すべての生徒の必要に応ずるだけの教科（と科目——引用者）をおくようにしなければならない。その中から、生徒は、定められた制限と条件の下に、教師の助力を得て自分自身の計画表をつくる。学校としては、一般にいって相当な選択の余裕を与えるために、一人の生徒が三年間にわたる教科の

二、倍程度またはそれ以上の教科（科目？——引用者）をおく
ようにすべきである。（傍点は引用者）

みられるような大幅な教科・科目の選択制は、実際には、それ
にみあう教員数と教室がなければできるものではない。その意味
では傍点の部分は明らかに現実には相互に矛盾した叙述であると
いわなければならない。総合制の推進のための教育条件整備が強
調される所以である。

第三に、授業を受けるときの生徒の構成は、つねに複数の課程
(いまのことばでいえば学科) の生徒からなることが強調される。
右にのべた選択制からいえば、普通科にあつては当然の帰結であ
るが、職業科についてもつぎのように強調されている。(七七ペ
ージ)

職業課程においては、その課程の生徒が固定的な学級を構
成し、毎時間、毎週、毎学期、毎学年を通じてすべての教科
(科目？——引用者) を固定的な集団として受けるのであつ
てはならない。生徒個人々々が別々の時間割で学ぶというの
でなければならない。必修職業教科については、一学期また
は一年間、そのような固定的な集団が編成されるかもしれない
ないが、一般的には、選択教科制度にあつては課程による固
定的な組分けをしないことが原則である。

右については説明することもないが、あえていえば、職業学科
ごとに決められた最低三〇単位の必修の教科・科目の授講の際だ
けは固定的なクラス編成になることがある、ということである

う。別のところでは右のようにもいつている。(七八ページ)

総合高等学校にあつては、普通教科の学級には、普通課程
の生徒も、農業課程の生徒も、工業課程・商業課程その他の
課程の生徒も課程の相違にかかわりなく、出席して学習すべ
きである。

右の叙述に関連するが、この冊子には「ミックス・ホーム・ル
ーム」ということばもないし、直接にそれを示唆する説明もな
い。当然の帰結と考えられていたのであろうか。

第四に、総合制高校を推奨するということは、職業教育の存在
を否定したり軽視したりすることではなく、むしろ、重視する方
向で考えられていたことには注目すべきであろう。総合制高校が
多課程併置を前提としていたことは前述のとおりであるが、そ
のすすめ方としては、

総合高等学校を設置するには、まず普通高校に実業の教科
をおくことを考えなければならない。この場合には、地域社
会状態と従来の卒業生の進路をよく調査し、その結果にお
いて、要すれば普通課程の生徒数を減じ、その代りに職業課程
をおき、その生徒数を増加するという方針であることが大切
である。——中略——要するに、総合高等学校を設置するに
ついては、その結果として実業教育が改善されるということ
でなければならぬ、ということである。

右の説明どおり、この冊子の別のと
てのべている。(七八ページ、傍点は引用者) この冊子の別のと
ころには、「ある意味においては、新制高等学校の生徒はすべて職

業科の生徒であるといえる」とのべられてもいる。(二一八ページ)

ところで、総合制高校のカリキュラムの運用を、右の如く理解するときに生まれてくる疑問の一つは、総合制高校にははじめから各課程(II学科)を選んで生徒が入学するのか、それとも入学後に課程を選ぶのかという問題である。しかし、この冊子は、このような疑問に答える叙述を何らふくんでいない。ただ確実にいえることは、右のような運用がされるならば、一学年から二学年にすむ際の転科が極めて容易であろうということである。実際に、たとえばこの四九、五〇、五一年度という時期の京都の総合制高校では、かなり頻繁に転科が行なわれていたという報告がある。しかしながら、総合制についてこの冊子がのべていた右の理念・運用方法は、はやくも一九五一年頃には推奨されなくなる。単科制高校への転換、総合制高校における選択制の崩壊が急速にすむのである。この過程とその要因については、別の機会に、実証的に解明される必要があろう。

(4) 拙稿「総合制高校をめざして」『高校生活指導』第一七号、一九七三年七月。

(5) 長谷川淳「戦後日本の技術教育史(III)」「技術教育研究」第三号、一九七三年一月。

(6) 木下春雄「戦後高校教育総括の視点——戦後改革をめぐる高等学校の理念と現実」国民教育研究所社会と教育研究委員会編『戦後日本国民の自己形成』一九六七年、五一ページ。

(教科研究常任委員、専修大学)

『教育』十一月臨時号内容

特集／国民の手で子どもたちの 未来をきずく教育の創造を

国民の教育要求と民間教育運動

大槻 健

教科書問題／テスト・評価／子どもの生活と文化／進路指導と高校全入／職場づくり／婦人教職員の権利と生活／教員養成と研修／私学の問題／教育の自由と教育裁判／親の教育権とPTA／住民自治と教育委員会制度／保育所づくり／障害者の生活と権利／公害の問題／過密と教育／過疎と学校統廃合問題／基地と教育

△座談会△ 教育科学運動と地域教育運動

碓井孝夫／槐 一男／大田 雄／小宮隼人

山住正吉／志摩陽伍／鈴木哲夫

国語教育／作文教育／外國語教育／社会科教育／数学教育／理科教育／音楽教育／美術教育／技術と教育／家庭科教育／身体と教育／障害児教育／生活指導と道德教育／幼児教育／教授法／能力・発達・学習／学校／青年期の教育／人権と民族の問題／図書館と教育／政治と教育／公害と教育

子どもたちに明るい未来を(現地報告)

長根直幸